

君津市立保育園民営化に伴う 整備運営事業者募集要項

令和8年8月

君津市

目 次

1	公募の趣旨	1
2	現行保育園の概要	1
3	新設園の概要	2
4	応募者資格	2
5	遵守すべき法令等	3
6	整備に関する条件	3
7	運営に関する条件	5
8	民営化に伴う条件	7
9	引継ぎ及び共同保育に関する条件	8
10	施設整備に係る補助金	8
11	応募方法等	9
12	選考及び選定	11
13	禁止事項	12
14	その他	12
15	スケジュール	12
16	問い合わせ・提出先	13

1 公募の趣旨

本市では、令和8年4月に策定した「君津市小糸地区保育園整備計画」に基づき、君津市立中保育園及び小糸保育園（以下「現行保育園」という。）を統合し、民営化による整備及び運営を進めていくこととしています。

令和11年4月1日の開園を目指して、新たな認可保育施設（以下「新設園」という。）の整備及び運営を行う事業者（以下「整備運営事業者」という。）を募集します。

2 現行保育園の概要

(1) 中保育園

所在地	君津市中島252-1
定員	80人
敷地面積	3,797.97㎡
園庭面積	1,120.00㎡
園舎延床面積	1,040.30㎡
受入年齢	0歳児（生後10か月）から5歳児（小学校就学前）まで
開園時間	午前7時から午後7時まで（延長保育を含む）
給食	自園調理
保育サービス	延長保育、一時預かり

(2) 小糸保育園

所在地	君津市大井戸467-1
定員	60人
敷地面積	4,590.00㎡
園庭面積	1,083.70㎡
園舎延床面積	701.58㎡
受入年齢	0歳児（生後2か月）から5歳児（小学校就学前）まで
開園時間	午前7時から午後7時まで（延長保育を含む）
給食	自園調理
保育サービス	延長保育、産休明け保育

3 新設園の概要

概要は次のとおりですが、詳細な条件については、3ページ以降の各条件をご確認ください。

(1) 新設園

施設種別	認可保育園又は認定こども園
整備区域	小糸地区内で公募
整備方法	新設
開設時期	令和11年4月1日
定員	80人程度
受入年齢	0歳児（生後2か月）から5歳児（小学校就学前）まで
開園時間	午前7時から午後7時までを含む12時間以上 （延長保育を含む）
給食	自園調理
保育サービス	延長保育、産休明け保育、一時預かり、乳児等通園支援事業、 その他特色のある教育・保育サービス

4 応募者資格

整備運営事業者は、次の条件を全て満たすこととします。

- (1) 令和8年4月1日時点で、認可保育園、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園または小規模保育事業（A型）（以下「認可保育園等」という）の運営実績が2年以上ある法人であること。
- (2) 社会福祉法、児童福祉法等を熟知し、保育事業に熱意と理解を持ち、保育園又は認定こども園の運営を適切に行う能力を有すること。
- (3) 保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）を十分に理解し、市の保育行政について積極的に協力できること。
- (4) 応募に係る法人自らが新設園の整備運営事業者となること。
- (5) 直近の会計年度において、保育園等を経営する事業以外の事業を含む当該主体の全体の財務内容について、3年以上連続して損失を計上していないこと。
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (7) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第5項第4号に掲げるものに該当しないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
また、役員に同法第2条第6号に規定する暴力団員がいないこと。
- (9) 法人及び法人代表者が、国税及び地方税を滞納していないこと。
- (10) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てが

なされていないこと。

- (11) 整備運営事業者の管理又は運営する他の教育・保育施設又は教育・保育事業において、過去に児童の死亡事故又は意識不明事故を起こしていないこと。
- (12) 現に運営している施設について、所管行政庁の直近の監査・実地指導等において、重大な文書指摘を受けていないこと。
- (13) 君津市建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。

5 遵守すべき法令等

- (1) 児童福祉法及び関連法令
- (2) 子ども・子育て支援法及び関連法令
- (3) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年千葉県条例第85号）
- (4) 保育所設置認可に関する審査基準（千葉県）
- (5) 保育所設置認可等に関する要綱（千葉県）
- (6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律及び関連法令
- (7) 認定こども園の認定の要件を定める条例（平成18年千葉県条例第64号）
- (8) 認定こども園認定審査基準（千葉県）
- (9) 幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年千葉県条例第41号）
- (10) 幼保連携型認定こども園設置認可に関する審査基準（千葉県）
- (11) その他、事業の実施に際し関係する法令・通知

6 整備に関する条件

(1) 土地

小糸地区内において、次の条件をすべて満たす土地を整備運営事業者が確保することとします。

また、市が所有する君津市シルバー人材センター跡地を、別添1「君津市シルバー人材センター跡地概要及び使用条件について」を遵守することを前提に整備予定地として貸与することを可能とします。

ア 次の(ア)(イ)のいずれかの方法により、整備運営事業者が整備区域内において、建設用地を使用する権利を有している又は取得することが確実に見込まれること。

(ア) 整備運営事業者が所有権を有している又は確実に取得することが見込まれること。

(イ) 貸与を受ける場合は、「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について（平成16年5月24日雇児発第0524002号・社援発

第0524008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知)」の定めによること。

イ 整備運営事業者の使用権に優先する抵当権等の制限物権が付されている場合には、新設園の完成までの間に、当該制限物権の抹消が確実であること。

ただし、新設園の整備のために福祉医療機構の融資、又は福祉医療機構と民間金融機関の協調融資を受けることを目的とする場合を除く。

ウ 整備予定地は各種ハザードマップに指定された箇所を除く区域とすること。

(2) 園舎の構造・設備基準等

次の条件を全て満たすこととする。

また、市が提供する君津市シルバー人材センター跡地を使用する場合は、次の条件に加え「別添1 君津市シルバー人材センター跡地概要及び使用条件について」を遵守すること。

ア 建物については、整備運営事業者の所有とすること。

イ 平屋建て又は2階建てとすること。

ウ 屋外遊戯場は、同一敷地内に整備することが望ましいが、整備予定地周辺に代替地があれば、敷地外での整備を可能とする。

エ 園児送迎用駐車スペースを原則として同一敷地内に10台以上整備すること。
ただし、同一敷地内に確保できない場合は、敷地から50メートル（直線距離）以内の近隣の敷地での確保も可能とするが、敷地の近辺に整備するよう努めること。

オ 整備運営事業者として選定後、建築確認申請前までに、図面関係（平面図及び配置図）と応募書類との整合性等について、本市の承認を得ること。

カ 新設園の整備のための工事請負契約については、一般競争入札に付するなど、本市が行う契約手続の取扱いに準拠するものとする。契約手続きの取扱いについては、別添2「施設整備に関する入札及び契約について」のとおりとし、実施にあたっては事前に市と協議すること。

なお、可能な範囲で市内業者の活用についても検討すること。

キ 補助事業により取得した建物等を、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供してはならない。

ただし、担保に関しては、新設園の整備のために福祉医療機構の融資、又は福祉医療機構と民間金融機関の協調融資を受けることを目的とする場合を除く。

(3) 事業計画及び資金計画

ア 事業計画及び資金計画が確実であり、土地の確保、新設園の建設に要する資金は、補助金を受ける場合を除き、全て整備運営事業者の負担とすること。

イ 整備予定地の造成工事、地盤調査、測量、水道分担金等、施設整備にあたって必要となる費用は、補助金を受ける場合を除き、全て整備運営事業者の負担とすること。

ウ 新設園の認可を受けた土地、建物及び備品等の維持管理に要する費用は、整

備運営事業者の負担とすること。

エ 整備費用のほかに施設の運営収入が確保されるまでの運転資金として、年間事業費（公定価格計算シートで算定した額）の1/2以上の相当する額を自己資金として確保しておくこと。

オ 整備資金に借入金を用いる場合には、返済が確実に見込まれる返済計画を策定すること。

カ 他の法人からの贈与を見込む場合や法人財産の取り崩し等を行う場合は、当該法人の所轄庁の証明・許可等を受けること。

7 運営に関する条件

(1) 定員及び受入年齢

ア 定員は80人程度とすること。

イ 年齢別の定員は、持ち上がりを考慮した年齢設定とし、3歳未満児の受け入れが出来るだけ多くなるよう配慮すること。

ウ 受入年齢は、0歳児（生後2か月以下）から5歳児（小学校就学前）までとすること。

(2) 開園時間、保育時間及び休園日

ア 開園時間は午前7時から午後7時までを含む12時間以上とすること。

イ 保育時間は次のとおりとすること。

(ア) 保育標準時間

午前7時から午後6時までとすること。

(イ) 保育短時間

午前8時30分から午後4時30分までとすること。

ウ 休園日は日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始（12月29日から31日まで並びに1月2日及び1月3日）とすること。

(3) 食事の提供

ア 給食は自園調理とし、完全給食とすること。

イ 利用する児童に対し、季節感のある給食を適時・適温で提供すること。

ウ 児童の健康状態やアレルギー食等への配慮を行うこと。

エ 食育基本法（平成17年法律第63号）や保育所保育指針等に基づき、各年齢の発育・発達段階に応じた食育に取り組むこと。

オ 献立の提示や展示食を実施するとともに、必要に応じて児童・保護者に対する栄養指導に努めること。

カ 食材は、安全な食材を確保すること。また、保護者へ食材に関する情報提供を適宜行うこと。

キ 対象児童に間食を提供すること。また、午後7時以降に降園する児童に対しては特別な配慮を行うこと。

(4) 衛生管理及び健康診断

- ア 給食施設・設備をはじめとする施設の衛生管理並びに児童及び職員の健康管理を徹底すること。
- イ 児童の健康状態並びに発育及び発達状態の把握を行い、適切な対応を図ること。

(5) 事故防止及び発生時の対応

- ア 事故が発生した場合の報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- イ 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、その事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
- ウ 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。
- エ 事故が発生した場合は、速やかに市及び保護者等に連絡を行うとともに必要な措置を講じること。
- オ 事故の状況や事故に際して取った処置について、記録すること。
- カ 事故等の発生による補償を行うことができるように、賠償責任保険に加入すること。
- キ 賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこと。
- ク 虐待の予防・早期発見のための対策や虐待が疑われる場合の対応策を講じること。

(6) 職員配置

- ア 各種条例や労働関係法規等を遵守するとともに、地域子ども・子育て支援事業を実施する場合は、必要となる職員の配置に留意すること。
- イ 次の条件をすべて満たす施設長を配置すること。
 - (ア) 健全な心身を有し、児童福祉事業に熱意があり、施設を適切に運営できる者。
 - (イ) 保育士資格を有し、認可保育園等において就業規則上の正規職員の勤務時間を勤務する者（以下「常勤職員」という。）として8年以上の実務経験を有する者（小規模保育事業（A型）での実務経験は除く）。ただし、施設長就任後2年以内に厚生労働省又は同省が委託する者が実施する「保育所長等研修」又は（福）全国社会福祉協議会中央福祉学院が実施する「社会福祉施設長資格認定講習課程」を受講することを要する。
 - (ウ) 常勤であり、実際に新設園の運営管理業務に専従すること。
 - (エ) 給付費からの給与支出があること。
- ウ 認可保育園等において常勤職員として5年以上の実務経験を有する者を、主任保育士として配置すること。
- エ 施設長及び主任保育士を除く常勤保育士の1／3以上は、認可保育園等において常勤職員として5年以上の実務経験を有する者を配置すること。

- オ 常勤の栄養士を配置すること。
- カ 調理員の配置は次の条件を満たすこと。
 - (ア) 2名以上配置すること。なお、栄養士との兼務も可とする。
 - (イ) 半数以上は調理師免許を取得していること。
 - (ウ) 土曜保育や、職員の休暇対応などの勤務体制が確保されていること。
- キ 看護師、保健師又は児童の発達支援に関わる専門職の配置について考慮すること。
- ク 施設長及び主任保育士については、保育の安定性の観点から、3年以上勤務を継続するよう努めること。
 - なお、勤務を継続できない事情が生じた場合には、保護者の理解を得るよう努めること。
- ケ 現行保育園に勤務している会計年度任用職員で、民営化後も新設園に勤務することを希望する者については、積極的な採用に努め、勤務条件等については配慮すること。
- (7) 通常保育以外の保育サービスについて
 - 延長保育、産休明け保育、一時預かり、乳児等通園支援事業を実施すること。
 - また、多様化する保育ニーズに対応できるよう、休日保育、病児保育、障がい児保育などその他特色のある教育・保育サービス等の実施を検討すること。
- (8) その他
 - ア 児童の受入れにあたっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に則って保育を実施すること。
 - イ 職員又は職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童又はその家族の個人情報等を漏らすことがないように、必要な措置を講じること。
 - ウ 個人情報保護の重要性を個々の職員が認識し、適切な対応を図ること。
 - エ 当該施設の用に供する土地の利用にあたり、地域との良好な関係づくりのため、自治会や近隣住民への十分な説明及び理解を得るよう努めること。
 - オ 保護者からの苦情を解決する仕組みとして、苦情処理責任者、苦情受付担当者、第三者委員を設置すること。

8 民営化に伴う条件

- (1) 保護者への費用負担については、次のとおりとすること。
 - ア 延長保育の実施に伴う利用料金や3歳以上児への食事代金等、民営化前から実施しているサービス等にかかる費用については、民営化前の金額を超えないこと。ただし、運営上等の理由があり、かつ保護者の理解を得られる場合はこの限りではない。
 - イ 新たなサービス等によりかかる費用負担については、保護者の理解を得てから行うこと。
- (2) 民営化前の保育園で児童が使用していた帽子や名札等について、使用の継続を

認めること。ただし、保育の安全上等の理由があり、かつ保護者の理解が得られる場合はこの限りではない。

- (3) 整備運営事業者として選定された場合は、市と合同で保護者説明会及び地域説明会を開催すること。
- (4) 円滑な引継ぎ及び保護者との信頼関係構築のため、保護者、整備運営事業者、市の三者で構成する三者協議会を設置し、民営化後の保育内容等の様々な調整事項について、合意形成を図ること。
- (5) 令和10年度に入園予定の保護者に対し、整備運営事業者が主体となり、開園説明会及び入園説明会を開催すること。
- (6) 民営化開始後3年以内に福祉サービス第三者評価を受審すること。
- (7) 整備運営事業者として選定後は、本募集要項や応募申込書の記載内容及び三者協議会での協議結果に基づいた「運営に関する協定」を締結すること。

9 引継ぎ及び共同保育に関する条件

- (1) 保育者が入れ替わることによる在園児の心身の負担を軽減し、保護者の不安を解消するため、引継ぎ及び共同保育を次のとおり実施すること。

ア 引継ぎ

- (ア) 民営化する前年度の4月から3月まで、施設長予定者及び主任保育士予定者を現行保育園に派遣し、保育園運営に関する引継ぎを行うこと。

- (イ) 引継ぎの日数は月2日程度とすること。

イ 共同保育

- (ア) 民営化する前年度の1月から3月まで、保育士を現行保育園に2人以上派遣し、市職員と共同で保育を行い、きめ細かい引継ぎを行うこと。

- (イ) 共同保育の日数は月10日程度とすること。

- (2) 共同保育に従事した整備運営事業者の保育士は、民営化後も引き続き新設園に勤務させること。
- (3) 共同保育に関する費用については、市と協議を行うこと。

10 施設整備に係る補助金

新設園の整備を対象とする国や市の補助制度に基づき、予算の範囲内で補助金を交付します。

なお、本件は整備運営事業者を決定するものであり、補助金を見込んだ整備事業を行う計画が選定された場合でも、補助金の交付には、国、千葉県及び本市の予算の成立と別途手続きが必要ですので、補助金額を確約するものではありません。

国の補助制度の内容によりますが、補助の対象となる法人については、社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人又は学校法人（認定こども園を整備する場合のみ対象）であり、それ以外の法人については、国の補助金の交付対象外となりますが、市単独の補助金の交付は受けることができます。

補助内容や積算方法については、別添3「施設整備費補助金概要」をご確認ください。

11 応募方法等

(1) エントリーシート

本募集に応募を希望する事業者は、下記期間内に「君津市立保育園民営化に伴う整備運営事業者の募集に関するエントリーシート」を提出してください。

ア 受付期間

令和8年8月3日（月）から令和8年12月11日（金）まで
（土曜日・日曜日及び祝日を除く開庁日の午前9時から午後4時30分まで）

イ 提出書類

君津市立保育園民営化に伴う整備運営事業者の募集に関するエントリーシート

ウ 提出方法及び提出先

(ア) 提出方法

窓口持込及びEメールで提出してください。

(イ) 提出先

「16 問い合わせ・提出先」に提出してください。

エ 注意事項

エントリーシート受付後に辞退する場合は、必ず書面（様式自由）により届け出てください。

(2) 質問の受付

ア 受付期間

令和8年8月3日（月）から令和8年12月4日（金）午後5時15分まで

イ 提出方法及び提出先

(ア) 提出方法

君津市立保育園民営化に伴う整備運営事業者の募集に係る質問書に記入のうえEメールで提出してください。

(イ) 提出先

「16 問い合わせ・提出先」に提出してください。

ウ 回答方法

期間内に寄せられた質問については、後日、Eメールにより回答します。なお、応募者全員に周知すべき内容と市が判断した場合は、市ホームページへ掲載します（質問者名は公表しません。）。

(3) 事前相談

応募を希望する事業者は、申請内容について事前に確認するため、事前相談を実施していただく必要があります。

(1)によるエントリーシートを提出した上で、事前相談を行ってください。

ア 事前相談期間

令和8年12月14日（月）から令和9年1月8日（金）まで
（土曜日・日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く開庁日の午前9時から午後4時30分まで）

イ 事前相談場所

君津市役所

ウ 確認書類

別添4「応募申込書及び提出書類一覧」のとおり
※作成・準備の整った書類から確認いたします。

エ 注意事項

事前相談前に「16 問い合わせ・提出先」へ連絡し、予約してください。

(4) 応募申込書

(3)による事前相談を実施した上で、応募申込書と添付書類を下記受付場所まで直接提出してください。

ア 受付期間

令和9年1月12日（水）から令和9年1月22日（金）まで
（土曜日・日曜日、祝日を除く開庁日の午前9時から午後4時30分まで）

イ 提出書類

別添4「応募申込書及び提出書類一覧」のとおり

ウ 提出部数

正本1部、副本9部、合計10部

エ 提出方法及び提出先

(ア) 提出方法

窓口持込 ※郵送不可

(イ) 提出先

「16 問い合わせ・提出先」に提出してください。

オ 提出書類の体裁

別添4「応募申込書及び提出書類一覧」を確認してください。

カ 注意事項

(ア) 整備運営事業者の選考に当たっては、提出された書類、提案説明・ヒアリング内容を基に評価を行います。

(イ) 受付期間を過ぎたものは受理しません。

(ウ) 応募に必要な書類に不足・不備等がある場合、受付することができませんので、受付期間最終日の提出は、極力避けてください。

(エ) 提出された書類等は返却しません。

(オ) 応募のために法人が負担した一切の費用については法人負担とします。

(カ) 提出された書類は、君津市情報公開条例（平成16年君津市条例第1号）に基づく開示請求の対象になります。また、選考の過程及び結果並びに提案

された内容については、君津市において必要であると認められるときは公表する場合があります。

(キ) 必要に応じて追加資料の提出を求める場合があります。

(ク) 応募締め切り後の応募書類の修正はできません。(ただし、市からの指示により修正する場合を除きます。)

(ケ) 応募受付後に辞退する場合は、必ず書面(様式自由)により届け出てください。

12 選考及び選定

(1) 整備運営事業者の選定方法

ア 整備運営事業者は、「君津市立中保育園及び小糸保育園の民営化に係る整備運営事業者選考委員会」(以下「選考委員会」という。)にて審査選考し、市が選定します。

イ 選考は、書類審査、提案・ヒアリング及び現場調査(必要に応じて)により行い、別添5「審査項目及び審査の観点」に基づき採点するものとし、総合的に評価・審査します。

ウ 提案説明・ヒアリングの日時等については、個別に通知します。

エ 選考の結果、整備運営事業者なしとする場合があります。

オ 整備運営事業者の応募がない場合及び整備運営事業者が決定しなかった場合は、再度公募を行う場合があります。

(2) 選考の手順

選考委員会による選考内容

ア 書類審査

イ 提案説明・ヒアリング

応募申込書・添付書類の内容その他について、説明を行っていただき、ヒアリングを行います。提案説明・ヒアリングには既設法人の代表者、役員、施設整備に関し統括的立場にある者等のいずれかが対応してください。

※応募者から委託された業者による提案説明は認めません。

ウ 現場調査(必要に応じて)

(3) 選考項目及び選考の観点

別添5「審査項目及び審査の観点」のとおり

(4) 選定結果の通知

選定結果は、すべての応募者に文書で通知します。

(5) 選定結果の公表

選定した整備運営事業者名等は、市のホームページで公開します。

(6) 選定後の辞退

整備運営事業者として選定された後、正当な理由なく整備運営を辞退した場合、そのことから生じる損害の賠償を請求する場合があります。

13 禁止事項

- (1) 応募書類の内容に重大な不備や虚偽の記載があったと認められた場合や、市のヒアリング等において虚偽の説明等を行った場合は、失格とします。
- (2) 応募資格のない者又は応募資格を取り消された者が応募した場合は応募を無効とします。
- (3) 応募書類の提出後、下記の事項が確認された場合は、応募を無効とします。
 - ア 重要事項（整備場所、定員、階数、資金贈与者等）を市の承諾なく変更した場合（それ以外の項目についても変更の際には、事前の相談が必要です。）。
 - イ 応募書類が本要項記載の要件を満たさない場合。
- (4) 応募の採否の働きかけを行う等の目的で応募者又はその関係者が市の職員に対し、直接、間接を問わず連絡を求め、又は接触した場合は応募を無効とします。
- (5) 選定後において、応募内容に重要な変更が生じた場合、又は、(1)から(4)の事項に該当することが判明した場合は選定を取り消すことがあります。ただし、サービスの向上につながるものや施設の実施設計に伴う変更等やむを得ないものについては、本市と協議のうえ、認める場合があります。

14 その他

- (1) 本要項により整備運営事業者に選定された場合であっても、必ずしも千葉県において新設園の認可を得られるものではないことに留意してください。この場合、市はいかなる責任も負いません。
- (2) 整備運営事業者は、新設園の認可手続きを行うこととなりますが、何らかの理由によりこれらの認可を受けることのできない場合は、選定を取り消すことがあります。この場合において、市は応募に係る支出については一切補償しないので留意してください。
- (3) 整備運営事業者として選定されてから施設開設までに代表者又は施設長予定者が変更となる場合には、選定を取り消すことがあります。
- (4) 応募状況等の問い合わせには一切応じません。

15 スケジュール

募集要項等ホームページ掲載開始

令和8年8月3日（月）

エントリーシート受付期間

令和8年8月3日（月）から令和8年12月11日（金）まで

質問受付期間

令和8年8月3日（月）から令和8年12月4日（金）まで

事前相談期間 ※エントリーシート受付必須

令和8年12月14日（月）から令和9年1月8日（金）まで

応募申込書受付期間 ※事前相談必須

令和9年1月12日（火）から令和9年1月22日（金）まで
書類審査／提案説明・ヒアリング／現場調査（必要に応じて）

令和9年2月中

整備運営事業者の決定

令和9年3月中

工事着手

令和10年4月以降

工事竣工 ※建物表題登記完了期限

令和11年2月末まで

新設園開設

令和11年4月1日

※募集から新設園開設までの大まかなスケジュールについては、別添6「整備運営想定スケジュール」のとおり。

16 問い合わせ・提出先

〒299-1192

君津市久保2丁目13番1号

君津市健康こども部保育課 施設係（市役所2階）

電 話 0439-56-1528

FAX 0439-56-1629

Eメール hoiku@city.kimitsu.lg.jp